

令和6年度 河合中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題についての基本的考え方～基本方針作成にあたり～

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題である。学校はすべての生徒にとって安心して学習に励み、安全に過ごせる場所であってはならない。このため、学校は、いじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが起きていることがわかったら、関係機関と協力しながら、すぐに対応する責務を負う。そこで、いじめを絶対に許さないという強い意志のもと、毅然とした態度をもち、思いやりの心を育てつつ、保護者・地域や関係機関との連携を図り、いじめ問題に取り組む。

2 昨年度の実態から明らかになった課題

- (1) 昨年の学級集団適応心理検査(QJ)の結果より、多くの生徒は「学級生活満足群」に分類されるが、「学級生活不満足群」に分類される生徒も各学級に存在し、注意を要する生徒がいることも分かった。
- (2) 昨年のいじめの状況調査から、誤解や意思疎通不足などのコミュニケーション不足が原因ではないかと考えられる案件が存在したことが分かった。
(1)(2)の実態から、学級や学校全体を成熟させ、許容性が高く、自己肯定感を持てる集団として育てていくことの重要性が浮かび上がってきた。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。また、温かく思いやりのある学級づくりに努める。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との相談活動を推進する。
- (4) いじめを誘発・助長・黙認する言動がないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 いじめ早期発見に向けた取組

学校教育全般を通じ、生徒にいじめ防止の意識を高める。いじめは、大人の目の届かない所で発生することが多いため、保護者、地域の方々、関係機関と協力して、いじめの早期発見に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。
① 学期2回以上のアンケート調査 ② 日々の生活ノート ③ 個別面談等（担任、SC）
- (2) 生徒の行動を注視する。
① 休み時間の様子 ② 授業時の様子（教科担、SC） ③ 部活動時の様子
④ 登下校の様子等（学区見守り隊）
- (3) 保護者と情報を共有する。
① 電話・家庭訪問の様子 ② PTAの会議等 ③ 年1回のアンケート調査
- (4) 地域と日常的に連携する。
① 地域行事への参加 ② 健全育成協議会での情報共有等

4 いじめの早期対応に向けた取組

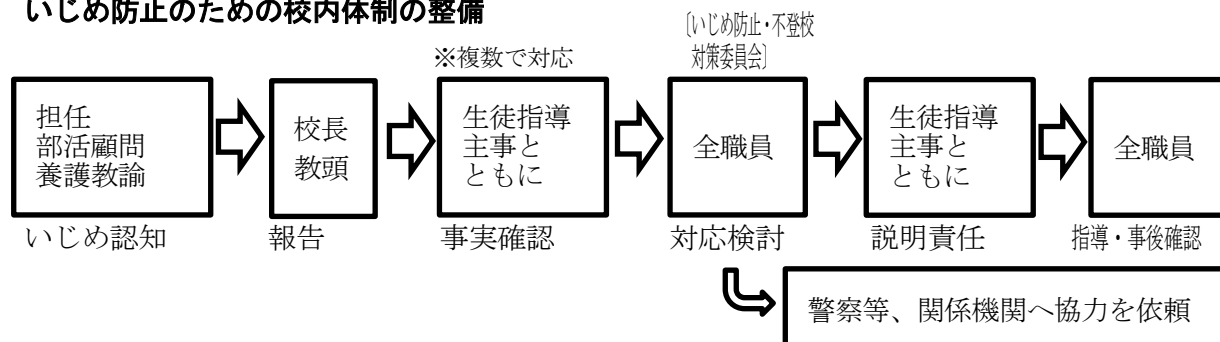
いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得できる解決を図る。

- (1) 関係する生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめを受けている疑いがあると思われるときは、速やかにいじめ防止・不登校対策委員会において当該いじめに係る情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害生徒を徹底して守り通す。
- (3) 事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) 毅然とした態度で対応し、行為の善悪をしっかりと理解させる。
- (5) 必要に応じて、関係機関と連携し、幅広い見地から問題に対応する。
- (6) 法を犯す行為（いじめられた生徒の身体や命や持ち物やお金などに大きな危険がある場合）

に対しては、早期に警察等に相談して協力を得る。

- (7) いじめが解消した後も生徒を見守り、保護者と継続的な情報交換を進める。
- (8) いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等の実施状況について、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

5 いじめ防止のための校内体制の整備



6 いじめ防止のための年間計画

1 学期	2 学期	3 学期
4 月 ・第 1 回いじめ不登校対策委員会 ・第 2 回いじめ不登校対策委員会 ・いじめ防止基本方針の提示 (ホームページ・紙面) 5 月 ・hyperQU 実施 ・いじめアンケート実施 ・教育相談実施 ・第 3 回いじめ不登校対策委員会 6 月 ・第 4 回いじめ不登校対策委員会 7 月 ・生活アンケート実施 ・第 5 回いじめ不登校対策委員会	8 月 ・生活アンケート実施 ・第 6 回いじめ不登校対策委員会 9 月 ・第 7 回いじめ不登校対策委員会 10 月 ・いじめアンケート実施 ・教育相談実施 11 月 ・第 8 回いじめ不登校対策委員会 ・第 9 回いじめ不登校対策委員会 12 月 ・人権標語づくり	1 月 ・生活アンケート実施 ・第 10 回いじめ不登校対策委員会 ・ネットモラル講習会 2 月 ・第 11 回いじめ不登校対策委員会 ・いじめ防止基本方針の有効性の検証、改善点の検討 (Check) (Action) 3 月 ・第 12 回いじめ不登校対策委員会 ・生活アンケート実施 ・次年度のいじめ防止基本方針の計画、立案

7 今後、いじめ防止対策として取り組むべき具体策

- インターネット上のいじめ対策を含む情報モラル教育の推進
 スマートフォン等を活用したインターネット上のいじめに対し、外部講師を招聘することなどにより、生徒に情報モラルを身につけさせる。教職員、保護者には、情報モラルやインターネット上のいじめに関する研修を定期的に（年に 1 回）行う。

資料（いじめ問題の理解）

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「いじめ不登校対策委員会」を活用し、組織的に判断する。

(2) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる生徒といじめる生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の生徒たちの反応が大きく影響している。